

令和 2 年 7 月 9 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長**交通事故撲滅に向けた取組みについて(通知)**

交通法規の遵守及び交通マナーの向上については、これまでも繰り返し通知しているところであるが、6 月末現在の有責事故報告件数について、昨年度の 14 件を上回り 16 件となっている。

については、今年度も引き続き交通事故撲滅に向けた重点目標を設定し、交通事故撲滅に取り組むこととする。

特に令和元年 12 月に道路交通法が改正され、運転中のスマートフォン使用等に対する罰則が強化されている。いわゆる「ながらスマホ」による事故が増加しており、運転中の通話やメール等による画像注視は非常に危険な行為であるため、スマホや携帯電話を使用する際は必ず安全な場所に停車し使用すること。

交通事故は、人的物的にかかわらず市民の生命や財産へ損害を与え、市民からの信用を損ねるものであり、また、運転手自身も大きな不利益や精神的な負担を被ることとなるため、管理者として、会社内での安全運転教育を実施し、周知徹底すること。

記

**【令和 2 年度交通事故撲滅に向けた重点目標】**

- ▶ 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- ▶ 歩道への乗り上げ、車両の逆止めを行わないこと。
- ▶ 後部スライドゲートの閉口を徹底すること。
- ▶ 運転中のスマートフォン使用等【通話（保持）、画像注視（保持・非保持）】を行わないこと。
- ▶ ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。